

幼保連携型認定こども園 袋井市立若葉こども園 重要事項説明書

〈令和8年4月1日 現在〉

1 施設の目的及び運営の方針

(1) 運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	袋井市
事業者の所在地	袋井市新屋一丁目1番地の1
電話番号	0538-86-3330（教育保育課）
代表者氏名	袋井市長 大場 規之

(2) 施設の概要

種別	幼保連携型認定こども園				
名称	袋井市立若葉こども園				
所在地	袋井市久能 1310番地				
連絡先	TEL 0538-41-1717 FAX 0538-41-1717				
施設長氏名	園長 山本 あけみ				
開設年月日	令和4年4月				
利用定員	年齢区分	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	1号	25人	25人	25人	75人
	2号	15人	15人	15人	45人
	合計	40人	40人	40人	120人
当園の基本理念・方針	<p><理念> 自分から「もの」・「ひと」・「こと」に関わり、心身ともに伸びようとする子の育成</p> <p><基本方針></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 生きるための基礎となる「自立力」「社会力」の育成 ② 園児の成長や発達に合わせ、園児の興味・関心や知的好奇心をくすぐる遊びや生活の充実 ③ 園児が互いのよさを認め合える関わりを支援、自己肯定感や協同性を育む ④ 袋井あやぐも学園の環境や人材を生かした特色ある取り組みの実施 ⑤ 園児・保育教諭・保護者の対話や関わりを大切にしたい安心できる信頼関係づくり 				

(3) 施設の概要

敷地面積	敷地全体	4,117㎡
	園庭	1,236.92㎡
園舎	構造	鉄骨1階建
	延べ	1,035.93㎡

(4) 主な設備の概要

設備	部屋数	備考
保育室	7室	3歳 4歳 5歳
遊戯室	1室	
多目的室	1室	会議・応接
職員室	1室	
給食受入室	1室	

(5) 職員体制（令和8年4月1日）

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1人	1人		園務をつかさどり職員を監督
教頭	1人	1人		園長を補佐し園児の保育をつかさどる
主査	2人	2人		園児の発達を理解し保育を行う
保育教諭	5人	5人		園児の発達を理解し保育を行う
教育保育官	1人	1人		園児の発達を理解し保育を行う
保育補助員	10人		10人	一人一人に合った支援を行う
事務員	1人		1人	会計等事務を行う
通訳	1人		1人	園児の保育支援・保護者への通訳、翻訳

(6) 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【1号認定子ども（教育標準時間）】

提供する曜日	月曜日から金曜日まで	
保育時間	教育標準時間	午前8時30分～午後2時00分（5.5時間）
預かり保育	保育時間	朝：なし 月曜日から金曜日 教育時間終了から午後5時00分まで 年間預かり 450円/回 施設等利用給付認定（新2号認定）を受けている人は無償 おやつ代1,000円/月（無償化対象外） 一時預かり 450円/回 施設等利用給付認定（新2号認定）を受けている人は無償 おやつ代60円/回（無償化対象外） 長期休業中：午前8時30分から午後5時00分まで （実施除外期間あり） 土曜：なし

休業日	土曜日・日曜日・祝日
	夏季 (7月18日～8月31日)
	冬季 (12月19日～1月6日)
	年末・年始 (12月29日～1月3日)【閉庁】
	春季 (3月18日～3月31日)

【2号認定子ども (教育標準時間)】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	午前7時15分～午後6時15分 (11時間)
	保育短時間	午前8時30分～午後4時30分 (8時間)
延長保育	保育標準時間	朝：なし 夕：午後6時15分～午後7時00分 延長保育 50円/15分
	保育短時間	朝：午前7時15分～午前8時30分 夕：午後4時30分～午後7時00分 延長保育 50円/15分
開所時間	月～金曜日	午前7時15分～午後7時00分
	土曜日	午前7時15分～午後7時00分
休業日	日曜日・祝日	
	年末・年始 (12月28日～1月4日)	

(7) 利用料等

利用者負担 (月額保育料)	利用子どもが居住する市町村が定める利用者負担 (保育料)		
上乗せ徴収			
実費徴収	給食費 (幼児部)	7,400円	年5回定額徴収 3月調整
	給食費 (保育部)	月額6,700円	5月～2月定額 3月調整
	副食費免除者の主食費 (幼児部)	1食 30円	年2回徴収
	副食費免除者の主食費 (保育部)	月額 650円	
その他	PTA 会費	月額 300円	
	教材費	月額1,100円	

(8) 支払方法

支払方法	口座振替を御利用いただきます。
------	-----------------

(9) 提供する特定教育・保育の内容

<園目標>

やってみよう 伝え合おう 好きがいっぱい若葉の子

<目指す子ども像>

夢中になる子 思いやる子 たくましい子

生きる力の育成

環境を通しての遊びや学びを大切に、「生きる力」の基礎を育む教育・保育の充実を目指す。

安心と信頼

多様な生活環境、保護者、園児、文化の違いに丁寧に対応し、安心、信頼される園を目指す。

地域との関わり

地域の中で、幼児期の教育センター的役割を目指す。地域人材を活用する。

健康と生活

園内外の環境を整え、健康で安全な生活が送れるよう必要な習慣や態度を育てる。

幼小中一貫教育

「聞く指導」と「ボイスシャワー」を実践し、園児の自己肯定感を育て高める。

(10) 年間行事予定（令和8年度）

月	行事等の内容
4月	入園式 始業式 保育参加会・PTA総会
5月	こどもの日の集い 交通安全教室(年中・年長) 尿検査
6月	引き渡し訓練 内科・歯科検診 プール開き ラグビー教室(年長)
7月	七夕会 保育参加会 プール納め 終業式
9月	始業式
10月	運動会 園外保育 交通安全教室(年少) 内科検診 祖父母参加会
11月	遠足 シニアクラブとの交流 観劇
12月	保育参加会 お楽しみ会 終業式
1月	始業式 朝の駆け足 サッカー教室(年長)
2月	節分会 保育参加会
3月	ひな祭り会 ありがとうの会 修了式 卒園式

※地域の保育園・こども園・小学校との交流を行う。

※地震・火災・不審者に対する訓練を毎月実施する。

※すくすく相談（教育相談）を定期的を実施する。

※ボランティアによる読み聞かせ、おはなし会、野菜の栽培等を行う。

(1.1) 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

利用者の内定	【1号認定子ども】 施設の管理者が定めた選考方法による 【2号認定子ども】 市が行う利用調整による
利用決定	利用契約書の締結による
退園理由	・1号、2号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む） ・保護者から退園の申し出があったとき ・利用継続が不可能であると市が認めたとき ・その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき
利用に当たっての留意事項	・登降園については、必ず保護者が責任をもって行う。 ・朝のお子様の体調を確認してから登園させる。登園後 37.5℃以上熱がある場合や怪我等は、園から連絡する。 ・感染症に罹患した際は、医師の意見書または保護者の登園届を提出して、登園する。

(1.2) 学校医・嘱託医

医療機関の名称	諸井医院
医院長名	諸井 進一郎
所在地	袋井市堀越三丁目8番地の5
電話番号	0538-43-8611

(1.3) 学校歯科医・嘱託医

医療機関の名称	川瀬歯科医院
医院長名	川瀬 昌洋
所在地	袋井市春岡846番地の2
電話番号	0538-49-2800

(1.4) 緊急時における対応方法

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行う。また、必要に応じて救急車を要請する。

【管轄する消防署】

消防署名	袋井消防署
所在地	袋井市国本2907番地
電話番号	0538-44-5119

【管轄する警察署】

警察署名	袋井警察署
所在地	袋井市新屋2丁目4番地の5
電話番号	0538-41-0110

(15) 非常災害対策

防火管理者	山本 あけみ
消防計画届出年月日	令和8年4月
避難訓練	南海トラフ地震を想定した避難訓練を月1回実施
防災設備	自動火災報知機 誘導灯 非常警報装置 消火器
避難場所	袋井北コミュニティセンター
緊急時の連絡手段	防災無線

(16) 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	小池 輝子	教 頭
相談・苦情受付責任者	山本 あけみ	園 長
第3者委員	孕石 信仁	民生児童委員地区会長
		0538-42-6810
	寺田 敏広	袋井北コミュニティセンター館長
		0538-43-3387

【要望・苦情等への対応方法】

面接、電話、文書等により相談、苦情を受け付けます。

(17) 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

加入保険	東京海上日動火災保険株式会社 日本スポーツ振興センター
保険の内容	PTA 団体保険 PTA 賠償責任保険 園児災害賠償保険
保険金額	別紙規定による(4月PTA 総会資料参照)

(18) 個人情報の取り扱い

本園では、個人情報保護の観点から、ドキュメンテーションやホームページへの写真掲載について保護者からの承諾書をいただいている。承諾を得られないお子さんについては配慮をする。

(19) その他保護者に説明すべき事項

当園ではPTA 活動を行っている。

- PTA総会
- 奉仕作業

重要事項説明書についての同意書

令和 年 月 日

当園における教育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

施設名 袋井市立若葉こども園

説明者 園長 山本 あけみ

私は、本書面に基づいて袋井市立若葉こども園の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

保護者住所	
保護者氏名	
児童との続柄	
園児名	
園児名	
園児名	